



人権擁護委員の退任と新任のお知らせ

退任委員 のご紹介



平成4年3月1日から当町の人権擁護委員を務めていただきました石井英正さんが3月をもって任期満了となり、退任することになりました。長年人権擁護委員としてご尽力いただき本当にありがとうございました。

新任委員 のご紹介



4月から塩田育美さんが石井英正さんの後任として就任いたします。

地域の方々の悩みや課題に寄り添いながら、人権問題解決の一助となる取組を行っていきます。

町民の皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

《 住民の皆様へ 》

中頓別町生活応援券配布事業のお知らせ

国の重点支援地方交付金を活用し、中頓別町では住民の方に商品券（生活応援券）を配布します。概要は以下のとおりです。是非ご活用ください！

- 事業概要 2月1日に中頓別町に住民登録がある方に対し、町内事業所で使用できる商品券を一人につき10,000円分（1,000円券×10枚）配布します。
- 配布時期 2月下旬より順次郵送予定（世帯主に対し一括で郵送）
- 使用期限 7月31日（金）
- 取扱い店 商品券と同封のご案内裏面に、使用可能な店舗が記載されています。
- そ の 他 3月中旬になっても届かない場合は、下記にご連絡ください。
2月2日～3月31日の間に転入・出生された方も配布対象となります。その場合は、配布までにお時間をいただきますのでご了承ください。
- 問合せ先 産業課商工労働・観光まちづくりグループ（01634-8-7663）

電源立地交付金事業の紹介

電源立地地域対策交付金とは、発電用施設などの周辺地域での公共施設の整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、電源開発事業の理解促進を図ることを目的としています。

当町では、幌延町の幌延深地層研究センターが交付金の対象施設となったことで平成15年度から交付を受けています。令和7年度は9,772,248円が交付され、「中頓別町国民健康保険病院運営事業」の一部に充てられています。



水道・下水道からのお知らせ

お引越などにより新たに水道・下水道を使用開始するときや使用をやめるときは手続きをお願いします。

新たに水道・下水道を使用するとき

- ・水道、下水道の使用を開始する場合、給水申請書、下水道使用開始届の提出が必要です。
申請用紙は建設課窓口に備えているほか、中頓別町ホームページからダウンロードができます。
【トップページ→暮らし手続き→水道・下水道の開始・休止→水道を使用開始するとき→給水申請書 または 公共下水道使用開始届】
スマートフォンをお持ちの方は、下記の二次元コードを読み込むと手続きができます。
用紙での手続きの場合、申請書記入時に届出される方の印鑑が必要になります。



給水申請書



下水道使用開始届

手続きは、使用開始の1週間程度前を目安にお願いします。

遠方より引越してこられる方や休日などに使用を開始される予定の方は、事前に使用開始日を建設課上下水道担当までお電話にてお知らせください。

水道・下水道の使用をやめるとき

- ・水道、下水道の使用を休止する場合、水道休止届、下水道使用休止届の提出が必要です。
申請用紙は建設課窓口に備えているほか、中頓別町ホームページからダウンロードができます。
【トップページ→暮らし手続き→水道・下水道の開始・休止→水道の使用をやめるとき→水道休止等届 または 公共下水道使用休止届】
スマートフォンをお持ちの方は、下記の二次元コードを読み込むと手続きができます。
用紙での手続きの場合、申請書記入時に届出される方の印鑑が必要になります。



給水中止届



下水道使用休止届

水道・下水道の使用をやめるときは、使用水量を調べて料金を精算しますので、使用休止の1週間程度前を目安に手続きをお願いします。